

平成23年 第2回(定例)周防大島町議会会議録(第2日)

平成23年6月15日(水曜日)

議事日程(第2号)

平成23年6月15日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(18名)

1番 田中隆太郎君	2番 杉山 藤雄君
4番 新山 玄雄君	5番 平野 和生君
6番 魚原 満晴君	7番 今元 直寛君
8番 広田 清晴君	9番 安本 貞敏君
10番 尾元 武君	11番 中村 美子君
12番 中本 博明君	13番 魚谷 洋一君
14番 平川 敏郎君	15番 松井 岑雄君
17番 久保 雅己君	18番 布村 和男君
19番 小田 貞利君	20番 荒川 政義君

欠席議員(1名)

3番 神岡 光人君

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 村田 雅典君	議事課長 中尾 豊樹君
書記 中村 和江君	書記 林 祐子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	椎木 巧君	代表監査委員	相川 實君
副町長	岡村 春雄君	教育長	平田 武君
公営企業管理者	石原 得博君		
総務部長	星出 明君	産業建設部長	嶋元 則昭君
健康福祉部長	西村 利雄君	環境生活部長	松井 秀文君
久賀総合支所長	西本 芳隆君	大島総合支所長	北杉 憲昌君
東和総合支所長	木村 順一君	橘総合支所長	東原 平典君
会計管理者兼会計課長			岡本 洋治君
教育次長	中野 守雄君	公営企業局総務部長 ...	河村 常和君
総務課長	奈良元正昭君	財政課長	中村 満男君
公営企業局総務課長 ...	藤田 隆宏君	公営企業局財政課長 ...	村岡 宏章君

午前9時29分開議

議長（荒川 政義君） おはようございます。10日の本会議に続きお疲れさまです。これから本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配布してあるとおりです。

日程第1 一般質問

議長（荒川 政義君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告が4名ありますので、通告順に質問を許します。2番、杉山藤雄議員。

議員（2番 杉山 藤雄君） おはようございます。2番、杉山藤雄です。日良居中学校の跡地利用について質問いたします。

町内中学校の統合により、平成21年3月31日に4つの中学校が閉校になりました。町民の共通財産であるこれら中学校施設の活用方策について検討するため、周防大島町学校跡地利用検討委員会が設置されました。

これに基づいて、第1回の委員会を平成21年7月30日に行い、以降現地調査を含めて6回にわたり検討を重ねてまいりました。その結果報告書が平成21年12月に町長に渡されております。

報告書の内容としては、次のように報告されています。体育館及び運動場については、地域住民の健康増進と社会体育の振興に資するため、当面は地区体育館及び日良居グラウンドとして活用するとなっており、既に現在地域の町民に活用され喜ばれております。

校舎については、建物が比較的新しく立地条件にも恵まれているため、地元委員から設置要望

があった町や地元各種団体で組織する新しい検討組織の検討結果に跡地の利用方法をゆだねる。活用に当たっては、耐震第2次診断を実施することが必要であるとされております。

閉校となって2年と2カ月が既に過ぎております。報告書が提出されてからも1年と6カ月が経過しております。校舎の利用については、いまだ利用方針が決まっておりません。これからの利用方針について、町長のお考えをお尋ねいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） それでは、杉山議員さんの日良居中学校の跡地利用についての御質問でございますがお答えをしたいと思います。

御質問にもありましたように、魚谷議員さんに委員長をお務めいただきながら、周防大島町学校跡地施設利用検討委員会が開催され、そして平成21年12月に検討報告書をいただいております。

平成21年3月31日をもって閉校となりました日良居中学校、沖浦中学校、油田中学校、蒲野中学校の4校のうち、三蒲小学校へ転用することが決定してありました蒲野中学校を除く3校の跡地の活用について、住民の皆様からの利用に関する要望や町職員からの提案も踏まえながら、検討とその結論を示す内容となっております。

この報告書を受けまして跡地利用の検討ということをやっておるわけでございますが、日良居中学校跡地につきましては、国道沿いで立地条件にも非常に恵まれていることから、グラウンド、それから体育館と校舎前のスペースを農産物等の直売所・販売所として利用することを検討に含めながら、平生町や田布施町、柳井市など近隣市町の施設とか、また防府市にある農産物等の直販所、これは民間施設でございますが、これらの視察を行なっておるところでございます。

核店舗として、JA山口大島農協と金融、ATMですが、これと店舗の設置等につきましても協議をいたしておりますが、グラウンド及び体育館につきましては、検討委員会の結論が、まず地域住民の健康増進と社会体育の振興に資することを目的として、当面グラウンド及び体育館として利用することがよいというふうな報告をいただいておりますことから、町としてもその意向に沿った利用がよいと判断をいたしましたので、今JA山口大島との協議もその後進展することなく、現在に至っておるようなことでございます。

また、土地の貸借の際、取り決めた契約期間が終了すると確実に貸地・借地関係が消滅する定期借地権付の貸借というような制度もありまして、グラウンドの有効利用についてこのような形がとれるのではないかとということで、これも検討はいたしております。

これは、具体的にどういうもんかといいますと、マイホームを取得したい人のために50年以上の一定期間借地権を設定して、そして家を建ててもらい住んでいただき、この50年以上の契

約期間が終了した時には、更地の状態で土地を返却してもらおうという制度でございまして、全国では結構そういう制度を使ってやっているところもあるわけですが、グラウンドについては、先ほど申し上げました報告書の中にもありましたように、地域住民の利用に供するというところで報告をいただいておりますことから、また今現在も使われているということでございますので、今のところはこういう定期借地権付の制度ということも検討にとどめておるような状態でございます。

さらに、校舎につきましては、検討委員会で検討をいただいた利用に加えまして、現在東和総合センターの1階と2階にあります教育委員会事務局を元日良居中学校の校舎の1階に移転をしましてワンフロア体制として、そして2階を会議室等の利用に供するということがどうであろうかということで、これも検討をしている段階でございます。

ただ、平成15年に実施をいたしました耐震1次診断でIS値が0.3と診断されております。地震に対する安全性を示すIS値が0.3ということは、「倒壊し、又は倒壊する危険性がある」ということでありまして、管理者としては現状のままでの利用はなかなか困難ではなかろうかというふうに判断をしております。

第1次診断は、柱・壁の断面積から評価するものでありますので、報告書にありますように、鉄筋の影響も考慮してそして評価をする第2次診断を実施し、その結果をもってさらなる利用検討を行う必要があるとも考えております。

第2次診断でも、なお「倒壊し、又は倒壊する危険性がある」というふうな結果が出た場合におきましては、やはり利用の方法とか利用の目的にもよりますが、耐震補強をして利用するのかそういうふうなことをしなければならぬと思っておりますが、それとも現状の施設で、特に人の出入りのないような、または少ないものとしての利用にとどめるべきかというふうなことも今考えつつ検討しているところでございます。

今申し上げました、その耐震の補強と、そして跡地のどのような活用にするのかということとあわせて今現在検討しておりますので、今しばらくお時間をいただきたいと思いますところでございます。

議長（荒川 政義君） 杉山議員。

議員（2番 杉山 藤雄君） 町長におかれては、いろいろと跡地利用で努力されておるような答弁でありましてありがとうございました。

一応、地元を含めた検討委員会の設置というのが検討委員会の報告書にもありますが、そのことについてはどのようにお考えか。地元でも、町当局ほど一生懸命考えるちゅうか知的なノウハウがあるわけではありませんが、そこら辺のいわゆるさらに校舎の利用ということに絞って検討委員会を設置することについてのお考えをまず1点。

第2点、今、第2次診断のことについては触れておられましたが、第2次診断はぜひやっても

ろうて。我々素人が見ると隣の島中小学校よりはむしろまだ建物もしっかりしておるし、きれいでもあるし立派なように見えるんで、あれがなぜ使えんのじゃろうかという素人的にはそんな感じがしておるんで、第2次診断はぜひやってもらうて必要な補強をして利用してもらいたいと、活用してもらいたいというふうに思います。第2次診断についてのお考えをお願いしたいと思います。

その2つについてももう一度お願いします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今、杉山議員さんのほうから跡地の利用について、地域の住民を入れた再度の検討委員会の立ち上げはどうかというお話でございましたが、当然今全くその、どういいますか計画も何も示さない段階で地域住民の方々を入れて再度検討委員会を立ち上げるというよりも、ある程度何点かに絞った利用計画を示しながら、地域の皆さん方にもその検討委員会に入っていていただくというほうがよしいんじゃないかと思っているところでございます。

先ほど申し上げました何点かの利用のことにつきましては、まだ余りこう具体性が出ておりません。一つには、JAの日良居の支所をこちらに移転していただいて、その核店舗になっていただいたらどうだろうかということもJAの幹部の方ともお話をいたしました。やはりグラウンドとそして今あいているところというのは体育館の前なんです。体育館の前をばっさりそこで入れてしまいますと奥に入るのが非常に難しくなるというようなことからして、JAも今の体育館のところがそっくり貸していただければまた別の考えもあるんだがというようなことでもございまして、どうもJAのほうも一度にあっこへ進出しようかということまで結論に至っていないという状況でございますし、それらも含めて、また先ほど申し上げました町の教育委員会の庁舎としての活用はどうかというようなことも今検討しておりますが、それらある一定程度のことが出ましたら当然地元の皆さん方を交えた、また地元の皆さんの声を聞くというような検討会も設けたらと思っているところでございます。

それにも関連いたしますが、今御質問にもありました2次診断を実施しなければ、改修、補強しなければならないのかどうかという結論が出ません。それで、1次診断は御存じのように図上のような診断でございまして、実際に2次診断になってそのコンクリートの強度または実際のその中を物理的に見るというような2次診断をやってみないと、どのぐらいの強度が本当にあるのか。

だから、その2次診断をやってもなおかつその補強をしなければならないということになりますと、当然その補強を含めた検討になるわけでございますから、現段階のいろいろ検討しておくこと、ある程度の何点かに絞られてまいりましたら、次にはその補強ができるかどうかという2次診断も当然行って、その後には2次診断をすればこのぐらいの費用、そしてその2次診断の結

果を受けた改修が必要であればこのぐらいの経費がかかるということも含めてまた皆さん方とのお話をしなければ、今の段階でやるとなかなかその絵にかいたようなものになるということもありまして、そのような段階、手順を踏んでいきたいというふうに考えております。

そこで、杉山議員さんからの御質問のように、地域の皆さん方との検討会を持つということにつきまして全く異論はございません。もう少しその2次診断をやるかどうか、ある程度の利用計画はこちらで何点かに絞った後の検討会設置についてしてみたいというふうに思っているところでございます。

議長（荒川 政義君） 杉山議員。

議員（2番 杉山 藤雄君） ありがとうございます。先ほども言いましたように、もう既に廃校になって2年2カ月もたっております。初めは周辺も大変きれいでしたが、今はかなり草が生えて、荒地とまではいかんですがかなり格好が悪くなっている。

現在は、アイ・キャンのケーブルテレビ工事の車がようけ入って大変活気があるような状態ですが、あれが引き上げてくるとまた雑草が目につくというようなことで一日も早く、我々としては町の土地で国道に面してそれなりの敷地が広くあるんで、ぜひ町長の大方針であります交流人口100万人のにぎわいを周防大島町にもたらすというような方針に基づいて、いろいろとあの地域の、今では民泊でそれなりににぎわっておりますがあの地域は、ひとつ跡地が活性化して利用されることを期待しております。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

議長（荒川 政義君） 以上で杉山議員の質問を終わります。

.....

議長（荒川 政義君） 次に、14番、平川敏郎議員。

議員（14番 平川 敏郎君） 改めましておはようございます。14番、平川です。通告させていただきました地震対策について、2項目3点について質問させていただきます。

ここ近年、外国においても大地震が発生し、留学、旅行、仕事等で震災を受けた場所に遭遇し、多くの方々が尊い命を奪われております。全国各地でも地震が発生し、震災を受けている現状であります。

特に、本年3月11日世界でも2番目というマグニチュード9.0の東日本大地震が発生し、東北地方では想像を絶する多くの方々の尊い命、財産を奪われ、ふるさとをも追われる大災害に見舞われました。私の持論かもしれませんが、自然の人間への反抗だとある意味言えるのではないのでしょうか。

特に、本町も山口県で唯一、東南海、南海地震防災対策推進地域の指定を受けており、中本町政から現在の椎木町政に至るまで、耐震対策には他市町に比べ随分充実しているとは認識してお

ります。

学校施設においては、平成24年度中に耐震化建物にほぼ整備されますが、保育所、不特定多数の出入りがあります公民館はまだ未整備と思われます。現在及び今後、耐震化に向けてどのようなお考えかをお尋ねします。

次に2点目ではありますが、以前は旧町各地域防災計画には、津波について歴史的に見て津波の被害はなかったと記載されていたと記憶しております。本町の地域防災計画では、大島沿岸の津波としては四国、紀伊半島沖を震源とする巨大地震、東南海、南海地震の影響が考えられるとありますが、今後津波に対して年少から年長までの通所する保育所、不特定多数、災害弱者を含む方々が利用される公民館等の避難体制の整備についてお尋ねします。

2項目のライフライン施設の耐震化ではありますが、上水道における東日本大震災の被害状況は約223万戸の断水被害が発生し、懸命の普及作業を行っても、5月30日現在では3県で約7万戸がいまだに断水が続いているそうですが、ライフライン施設が被災した場合住民生活に大きな影響を与えることとなると考えます。

本町の地域防災計画の中で、下水道施設、上水道施設等のライフライン施設の耐震化についてではありますが、下水道施設にあつては震災時においても下水道機能を確保することを基本とし、下水道施設の耐震性能の向上を図るとあり、上水道施設にあつては具体的に目標を定め、計画的に事業を推進するとあります。下水道最終処理施設及び上水道配水池の耐震化は現在どのようなチェック及び対策に取り組んでいるのか。

以上、2項目3点についてお尋ねします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 平川議員さんの地震対策に関する質問についてお答えいたします。

まず、保育所や公民館の耐震化の状況及び今後の方針についてでございますが、町内3カ所の町立保育所につきましてはいずれも昭和56年以前に建築された建物でありまして、耐震調査を実施しておりませんので、耐震性につきましては現在不明ということになっておりますが、いずれにいたしましても56年以前の建築基準法というのが今現在の耐震基準に合っていないということでございますので、当然耐震調査をするまでもなく、基本的には耐震性が薄いというふうに思っているところでございます。

公民館につきましては久賀、棕野、大島、東和、橘、日良居、そして日良居の油良分館と7カ所公民館がございまして、このうち耐震性があるものは5カ所、要するに久賀、棕野を除く5カ所は耐震性でございますが、久賀、棕野の両公民館につきましては、保育所と同様に昭和56年以前に建築された建物でございまして、耐震調査を実施していませんので今のところ耐震性につきましては不明、要するに耐震性はないものというふうに把握をいたしております。

今後の方針の御質問でございますが、保育所や公民館のうち耐震性について不明の各施設につきましては今のところ避難所としての指定はいたしておりませんが、そうはいいまして乳幼児をお預かりする施設とかまた不特定多数の方が集う施設でありますので、今後調査を実施し、必要であれば耐震改修も行ってまいりたいと考えております。

町の大きな方針といたしまして、まず学校、医療施設、介護施設というものを優先的に耐震診断し、そして耐震補強または建てかえなりをやっていきたいということで事業を進めておりますが、皆さん御存じのように学校は平成26年、そして医療、介護施設もその26年ごろまでにはほぼめどが立ってきたところでございまして、これから先は今保育所を含む福祉施設、そして公民館を含む公共施設の耐震診断や、その地震に耐えうる施設の補強なり改築というものが必要になってくると思っております。

優先順位をつけてやっておるわけでございますので、今後の課題とさせていただきたいと思っておりますが、当然その調査をまず先にしていかなければなりません。そういうことでございますので、今後この調査も全体のその事業進捗に合わせながら進めてまいりたいと思っております。

次に、保育所、公民館における津波に際しての避難体制についての御質問がございました。このたびの東日本大震災における津波が押し寄せる映像を見るたびに、その恐ろしさと早急な避難の大切さを身にしみを感じているところでございます。

そこで、保育所や公民館に関わらず、津波の恐れがある場合には、町といたしましては、まず迅速かつ正確にこの津波に関する情報をお知らせするということが大事だと思っております、防災行政無線等あらゆる手段を講じて伝達を行ってまいりたいと思っております。

次が、避難が必要だということになってくると思いますが、当然町とすれば直ちに避難勧告とかまたは避難指示を発するということになります。

避難に当たりましては、基本的には当然自分で避難をするというのが大原則でございますが、地域の消防団とか、やはりここで一番大事になってくるのが自主防災組織、あるいはその施設の管理者の指示、誘導に従って避難していただくということになるわけでございます。

したがいまして、私といたしましては、この度の東日本大震災に際しまして、常日ごろからの災害発生時における避難場所及び避難経路の確認、そして情報の伝達方法等についての啓発、周知徹底、そして訓練の必要性を痛感しているところでございます。

また、今後国、県等におきまして、このたびの震災津波についての検証が実施されると思っておりますが、防災対策にかかる基準や被害想定、そして救急・救助対策等の見直しが当然行われてくると思っております。それらの結果も踏まえながら、早急に地域防災計画の見直しを行い、万全の体制を整え地域住民の皆様方にも周知してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、下水道最終処理施設、上水道配水池等の耐震化と現在のチェック及び対策と取り組みについての御質問がございました。

下水道最終処理施設につきましては、公共下水道処理施設2カ所、農業集落排水処理施設5カ所、漁業集落排水処理施設1カ所の計8カ所処理施設がございます。

耐震調査は未調査となっておりますが、建築構造物につきましては昭和56年改定の新耐震基準、処理水槽等の構造物についても建築年度も非常に新しく、設計指針に基づき設計しておりますので、耐震基準は満たしている構造物だというふうに考えております。

地震発生によって被災した場合の対応でございますが、下水道の場合、水道施設と異なり自然流下が基本ということになりますので、地殻変動とか液状化等の場合には、管路が破損していなくても例えば勾配が逆勾配になるということも考えられますので、その場合は施設機能を当然失うということになります。地震による被災規模によっては、復旧工事に長時間かかるということも考えられるわけでございます。

今も、東日本の被災地で下水の復旧が非常におくれておるということもよくニュースで出てまいりますが、水道管と違いまして御存じのようにこの下水管の復旧につきましては非常に困難を要するという事になっておりますので、今どうするという特別なあれがございませんが、管路のほうにつきましては非常に大きな危惧を抱いておるといところでございます。

次に、水道施設でございますが、配水池や受水槽などを含めまして84カ所の施設があるわけございまして、地区別で申し上げますと大島地区で43カ所、久賀地区で5カ所、東和地区で12カ所、橘地区で24カ所の施設がございます。

配水池や受水槽等の耐震基準は通常の建築構造物と同様の基準ですが、耐震調査はすべて未調査ということになっております。このうち、昭和56年改定の新耐震基準を満たしている構造物は、大島の第1配水池をはじめまして65カ所でございますが、残り19カ所につきましては新耐震基準を満たしていない、要するに昭和56年以前に建設されたものであるというふうに思っております。

新耐震基準を満たしていない構造物につきましては、徹底した日常点検を行いながら、緊急を要するものから、今もやっておりますがその修理や補修を行いながら、今後とも簡易水道の統合改良事業の中で中長期的に改修を実施していきたいというふうに考えております。

次に、被災対策につきましては、地震対策や風水害対策等を含めていろいろな災害想定に基づく対策マニュアルを作成しております。柳井地区広域水道企業団よりの受水量は、町内の使用水量の98.5%を受水いたしております。そういうことでもありますので、送水管が被災した場合には、町内全域で復旧までの間は断水状態になるということになります。

重要な基幹施設12施設あるわけでございますが、これは12施設の配水池、久賀地区2カ所、

大島地区5カ所、東和地区3カ所、橘地区2カ所のこの配水池でございますが、これを遮断するという方法をとるわけです。

遮断をしてからですね、遮断をすると流れ出すのがとまると。要するにそれをタンクにするということでございますが、入ってくる水がなくなりますので、例えば被災して管が破裂すればだんだん逃げてしまいますので、それを一遍遮断してそれを一応、配水池をタンクとするということでございます。

そういうふうにして、それを非常用の給水に使うということなんですが、給水目標として地震の日から10日間をまず第1目標にしておりますが、1人当たり被災から3日間は1日3リッター、10日までが20リッターという予測で、町全体の応急的な給水量を2,860トン、これを確保するというところに努めたいと思っております。

それで、今ある12施設の貯水量は、全然漏れなかったとしてですが、漏れなかったとすれば5,180トンでございますので、当面2,860トン確保できるということに考えておりますが、末端までの受水槽とか配水池等の施設を含めると、一応配水容量は全部で6,600トン確保されております。

ただ、これは今数字の上での計算でございますので、常にこれが満水状態で確保されているというわけではございません。まだまだいろんな検討やこの災害対応についての詳細な検証を含めて、新しい地域防災計画やこれらの対応について進めてまいらなければならないというふうに思っているところでございます。

議長（荒川 政義君） 平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） 先ほどの町長の答弁の中で、保育所にあつては昭和56年以前の建物であり耐震調査を実施していないということですが、逆に昭和56年以前の建物ですから、調査しなければいけないんじゃないんですかね。

その点と、地震が発生した際、保育所にあつてはどのような保育状況であるか判断できません。特に、コンクリートの建物であつてはよく見受けられると思うんですが、壁とか軒下のスラブ、そういったところでコンクリートが劣化して、剥離落下で頭の上にそういったコンクリートの浮いた部分が落ちてくるということがあると思うんですよね。

この保育所には、保護者が安心して保育していただけてと考えて子供さんたちを預けているわけですから、こういったことは震災事故でまた起こるし、平素でも起こってくるということですから、そういった調査っていうのは早急にやらなければならないし、一刻も早く調査してそういった点があれば直すべきじゃないかと思うんですよね。

こういった大震災の教訓は大いに、悪い参考ですが、あつちならん参考ですが、その辺は十分にやっていかなきゃならんと思うんですが、それをあわせて、公民館と同じように先ほどの答

弁よろしく申し上げます。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今の御質問ですが、要するに56年以前の建物だから診断してないというのですが、例えば学校も同じなんです、昭和56年以前は当然もう耐震基準が今の新しい建築基準でないわけですから、当然耐震診断をしなくても耐震性がないというふうに思っているところでございます。

だから、仮にその耐震診断をするというのは、補強を前提にとかまたは改築を前提にということでございますので、今国のほうから示されておるのは、56年以降のものでなおかつ耐震性があるかないかをちゃんと調査しなさいということでございます。要するに、今言いましたように56年以前の建物ばかりですから、それはもう耐震性がないというふうに考えております。

だからこれは、今お話がありましたように当然保育所は非常に大事な施設でございますので、安全性を第一に考えなければなりません。しかしながら、どれが優先順位かということ、保育所をないがしろにするという意味じゃ全くありませんが、まずどこでもありましたように学校、そして医療施設、そして介護施設、そして福祉施設というふうな順番を私たちは考えておまして、次は福祉施設や公共の施設ということを考えておるわけございまして、今平川議員さんの御質問のとおりでございますが、今のところ学校に集中的に投資をしておりますので、まだ手が回ってないということでございますが、保育所の耐震化につきましてはぜひとも取り組んでまいりたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） 今、スラブ、壁等が、コンクリートの剥離、落下ということの調査を踏まえて直していただけるんかと。耐震診断やその答えがほしかったんですが。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 当然、例えば剥離するとか落下するとかというようなことにつきましては通常の補修・修繕でありますので、当然それは耐震とは別にそういう危険施設があれば当然それは修繕いたしております。これは、優先順位をどうとか言っておるわけじゃなくて、平常の維持管理業務として当然その修理は行ってまいりたいと思います。

議長（荒川 政義君） 平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） 次に津波のほうなんです、万が一いわゆる大地震、東南海、南海地震が同時に発生した場合ですね、約1時間半から2時間後に本町に津波が押し寄せてくるという調査が出ております。

東日本大震災に比べ、本町への津波は時間的には随分の余裕があるとは考えておりますが、保育所においては地震発生後保護者に緊急連絡を行い、保育所職員だけでなく保護者ともども、先

ほど町長の答弁にもありましたが、自主防災組織による避難体制これを確立しなけりゃならんと思うんですが、これを保護者に緊急連絡という形もあってしかるべきじゃないかと思うんですが、その点で訓練は今現在どのように行っているのか、その辺よろしくお願いします。

議長（荒川 政義君） 西村健康福祉部長。

健康福祉部長（西村 利雄君） 2点目の今後の津波に対しての避難体制の整備の御質問でございます。

町立保育所の避難体制につきましては、災害時避難訓練を風水害対策マニュアルによりまして毎月1回実施しております。特に、地震津波時の対応については、このたびの東日本大震災についてお話をしたり、避難の仕方、避難経路、場所、紙芝居等、防災センターへ行き地震の体験学習及び避難訓練の総合訓練等を行い指導を行ってきているところでございます。

また、御質問の保護者と連携のもと自主防災を確立しまして、避難訓練を今後考慮してまいりたいというふうに考えております。

なお、津波時の避難場所については、場所を指定いたしまして訓練の中にも取り入れているところでございます。どうか御理解をお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） 先ほど町長の答弁で、避難体制の公民館のほうでございますが、避難訓練というのは公民館はなかなか訓練が難しいんじゃないかと思えます。

これは自分の考えですが、施設の中に避難場所、避難経路、そういった記載をした掲示板というか掲示をしておいて、使用される方が随時見られるような形を常設して。訓練はもし震災があったときこういうあれができますよというのを掲示するのも一考あると思うんですが、その辺どうですかね。

議長（荒川 政義君） 中野教育次長。

教育次長（中野 守雄君） 公民館につきましては、議員さん仰せのとおり不特定多数でございまして、なかなか保育所に比べて通常の訓練はなかなか難しいところがございます。

公民館につきましては、消防計画に基づいて避難訓練しておりますが、あくまでもこれは火災を想定した訓練でございます。今までは、津波を想定した訓練というのはやっておりませんでした。

ただ、今後はそういった津波に対する避難場所とか避難経路とかのマニュアルをつくりまして、不特定多数の施設でございますので、職員の誘導とかそういったものを今後指導徹底したいと思いますし、今議員さんがおっしゃった特にそういういろんな方が入られますので、そういう掲示も今後考えていきたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） よろしくお願ひします。では、下水道と上水道の件ですが、下水道最終処理施設の耐震対策でございますが、構造等システムの対策は行ったとしても、体制面の対策において、もし震災だけでなく台風が来た場合、当然停電というのが懸念されます。

この停電が発生した場合、いわゆる下水道の処理施設もそうですが、排水管等が先ほどの町長の答弁にもありましたが、寸断されない状態でポンプだけが回らないというようなときに、ポンプのない箇所への発電機これの、どういたしますか、災害協定を行って業務委託というのを業者さんというかりえ屋さんと結んでおくというのも一考あるんじゃないかというように思います。

それと、上水道の配水池でありますが、被害想定に基づく対策マニュアルを作成しておるといような先ほど答弁ございました。これは、所管の委員会には提示されておるんですか。もし提示されていないのなら、私どももこの上水道のマニュアルというのをお示ししていただけるものならお願ひします。

それと、私の調査している範囲では、弥栄からいわゆる配水池に来る配管ですが、これはたしかダクタイル管で3種のものを使っていると思います。3種と1種というのがあるって、1種ならその継手等が壊れにくいけど、3種これは、多分でかい震災を受けた場合には寸断されると。

また、配水のほうですが、配水は硬質塩化ビニール管といって、いわゆるVPを使ってジョイントが、ジョイント継手ですね、これが弱いため大きな震災が来たときに寸断されるということで、先ほど町長が重要基幹施設の12施設の配水池を利用するということで、断水遮断をするということですが、今現在ほかの他市町のその配水池をお伺いしたところ、緊急遮断弁これを常設しているというのを聞いております。

その緊急遮断弁の常設も必要ですが、今度、滅菌機これが電気でいっとるんですが、停電が起こった場合にそこにも発電機の必要があります。これが、先ほどマニュアルというのをおっしゃいましたが、マニュアルには出とるんかどうかわかりませんが、整備はいつごろされる予定ですか。
議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 被災時の停電のことなんですが、今水道に関してですが柳井広域からの送水がある場合を想定して、主要な配水池の流入については自然流下で入ってきます。

そのため、末端のポンプ所の発電装置が必要になってくるわけですが、停電が長期間、というのが2日以上停電になると判断した場合については、応急対応に発電機等々の施設への配置が必要になると思います。

それで、主要なポンプ所で、全体で41あるわけですが、その発電機を設置しておる地域については6カ所あります。

それで、移動式の発電機等々でその滅菌機、ポンプの送水等をやっていかなきゃならんと思っておりますが、緊急対応といたしましては町内4社とトラックと発電機等を借り受けるための協定

書を交わしております。優先度の高い施設から順次配水池を満水にしていくよう計画しております。

離島等については、笠佐、前島、浮島、大崎、白石については、発電機の運搬により対応ということになるかと思います。

それと、下水道のほうの停電対応ですが、浄化センター 8 施設のうち発電機を設置している施設は 4 施設あります。そのうち 1 つの施設については、ポンプも対応できるような発電機を常設しております。

マンホールポンプの施設については、1 軒用のマンホールポンプも含めまして 104 カ所現在周防大島町にありますが、発電機が設置してあるのは 12 カ所であります。

緊急対応につきましては、移動式発電機を町のほうで持っております。一番大きなポンプ場に対応できる発電機を常設していますが、そのポンプ場の汚水量の状況を見ながら管理委託業者、いうなら大島興業なり田中産業と連携をとり、発電機とバキューム車との併用で対応を考えております。

それで、災害マニュアルでございますが、水道については今できておりますが、ちょっと下水道のほうについてはまだつくっておりません。至急、今年度来年度に合わせて、地域防災計画に合わせて製作していきたいと考えております。

それと、先ほど町長から緊急遮断弁の話がありましたけど、主要な 12 配水池のうち緊急遮断弁を常設しているのは東和地区の 2 カ所です。残りについては、流入側、導水側の緊急遮断弁は広域水道のほうで全部の施設についておるんですが、流出側の遮断弁についてはついておりません。順次維持管理の中でつけていきたいと考えております。

それと、柳井広域水道からの送水が絶たれた場合、先ほど町長からの答弁にありましたけど、予備水源のほうも小松を含めて 10 カ所を登録しておりますが現在休止しております。

しかしながら、災害の種類や規模によって復旧作業が長時間に及び、また現行の施設だけで対応できない場合については、予備水源の活用を含めてやっていかなければならないんですが、予備水源がいうなら浅井戸であることから、発電機、ポンプ付の大型浄水器の整備も検討しております。

飲料水に用いる場合のためには塩素消毒をしなければならないし、また水質検査等も行ったあとに給水車で各避難所、また断水地域に配ることになると思います。その計画、10 カ所の予備水源については、計画取水量は日当たり 1,500 トンと見込んでおります。

以上であります。

議長（荒川 政義君） 平川議員。

議員（14 番 平川 敏郎君） 今部長の答弁で 2 点ほどお聞きしたいんですが、上水道のほう

に対策マニュアルを建設委員会かもしくは我々に示してほしいというのを質問していましたが、それを示してほしいというのと、あと緊急遮断弁ですが、これは震災で配水管がぶっ壊れて水が流出したときに、あそこに行くまでに時間がかかるんですから、緊急にこれは緊急遮断弁ちゅうのはつけなきゃいけないんじゃないんですか。

ただ単に、僕は震災でこの質問出していますけど、もし、もしですよ、台風でどこかの送水管が、75ですか私はミリはわかりませんが、それがどんどん出ていったら、その職員が気づいて行く間にその広域から来た配水池の水はずい分なくなっていくんじゃないんですか。それも、なおかつ田んぼとかいろんなところへ行って大災害になるんじゃないですかね。その辺、ちょっともう一度緊急遮断弁についてお願いします。2点ほど。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 私の答弁でありましたように、主要12カ所の配水池のうち東和の配水池2カ所については遮断弁を設置しております。残りの10カ所については、年次計画を定めて至急設置したいと考えております。

災害の水道のマニュアルですが、委員会なり全協なりでまた示したいと考えております。

議長（荒川 政義君） 平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） ありがとうございます。今回の東北のこの大震災を受けて、本当に今住民が心配しているのが地震でございます。

この本町は、先ほど申し上げたように中本町政から椎木町政に至るまで、本当防災行政無線いろんな面で震災の対策というような施設もびしっと整備されていると思います。

その心配をのけるのは、やはり本町は「元気・にこにこ・安心で21世紀に羽ばたく先進の島」というのを将来像にかかげた以上、今の取り組み以上にまた今後もそういった面を取り組んでいただくことを切にお願いし、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（荒川 政義君） 以上で平川議員の質問を終わります。

.....
議長（荒川 政義君） 暫時休憩をします。40分まで。

午前10時24分休憩

.....
午前10時40分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次、9番、安本貞敏議員。

議員（9番 安本 貞敏君） 大きくは2つについてお尋ねしたいと思うんですが、先ほど同僚議員のほうから地震対策ということでお尋ねがありましたので、なるべく重複しない程度でお尋

ねをさせていただき、お答えいただきたいというふうに思います。

今後におきまして、予想されます南海、東南海地震への対策について、的を絞ってお尋ねさせていただきます。

御承知のとおり、東日本大震災から早や3カ月を経過いたしておりますけれど、連日メディアを通じまして情報に胸を打たれるものがたくさんあるわけでございます。死者行方不明者が、周防大島町の人口以上に達しており、8万人以上の方が苦しい避難生活を送っておられるわけでございます。大変胸が痛む思いでございます。

さて、本題に移らせていただきますが、先ほどもございましたけれど既に発生が間近になっておるといいますこの南海、東南海地震について万全の防災対策をとられておるといいますけれど、その点についてもう少し、先ほどの質問に重複しない程度でまたお答えをいただきたいというふうに思います。それと、緊急時におかれます、いわゆる食料の調達、備蓄、これはどのようになっているのか、加えてお尋ねをさせていただきます。

2つ目でございます。公共下水の整備がされて、その地区に従来からの公衆トイレがそのまま置いてある状況を目にするわけでございます。過去において、国内でツーリスト関係がトイレツアーとか銘打って各地区のトイレを見て回る、このようなことがあったのを耳にしておりますけれど、大変トイレというのは関心が高いわけであります。

私ども、朝この大島庁舎に来まして一番にトイレ行ってみますと水が打たれてきれいにされておると、こういった事情を見ますと大変一日気持ちがいいわけでございますけれど、多分皆さん方も同様だと思いますが、この周防大島町管内におきまして、下水管が近くを走っているのに昔のままの公衆トイレというのがまだ幾らかあると思えます。

こういったものを、できるだけ早く改良改善をしていただいて、そしてよそから来られましたお客さんをお迎えするのに気持ちよく御利用いただくということを逐次計画的に進めていただく計画があるのかどうか、この点についてお尋ねをさせていただきます。

以上2点、よろしく願いいたします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 安本議員の防災対策に係る質問についてお答えいたします。

東南海・南海地震に際しましての対応に関する御質問でございますが、まず、地震発生時の時間帯別の対応でございますが、実は質問よりも先に通告をいただいておりますので、若干重複するところもあると思えますが、その通告をいただいた部分で答えさせていただきます。地震発生時の時間帯別の対応区分につきましては、周防大島町地域防災計画におきまして、震度、津波の有無、そして、勤務時間中と休日夜間の場合といったように、細かく職員の参集基準や活動内容を定めております。また、参集基準も交通網が確保されている場合と、道路の決壊等によ

りまして交通網が途絶した場合に区分して規定をいたしております。

例えば、休日又は夜間に震度6弱以上の地震が発生し、津波注意報又は警報が発令され、交通途絶状況にある場合には、全職員は最寄りの庁舎に出勤するというにしております。その際に、出勤途中の被害状況を積極的に収集しながらこれを報告する。その後、それぞれの災害対策に従事をするというふうに定めております。

次に、住民への避難指示、誘導の方法でございますが、先ほど平川議員さんの御質問にも少しお答えいたしました。まずは防災行政無線によりまして迅速かつ正確に情報を伝達するとともに、必要と判断された場合には直ちに避難指示、避難勧告を行うということとなります。

避難に際しましては、まずは本人、御家族の責任におきまして避難をしていただくわけですが、高齢者、乳幼児、障害者等の避難に際しましては、それぞれの地域における自主防災組織や消防団に担っていただかなければならないということになります。ここがまさに自助、共助と言われるところでございます。

地震や津波は台風等とは異なりまして、早期の予測は非常に困難ということでございますので、地震や津波が発生した場合には、直ちに高台に避難をしていただくということが一番大事だというふうに今回の被災でも教訓といたしたところでございます。

したがって、町といたしましては防災行政無線を活用し、屋内屋外放送で避難を呼びかけるなどを行い情報の周知を図りますが、個々に避難誘導を行うということは非常に不可能であろうというふうに思われますので、昨年8月に全戸に配布をいたしました地震防災マップなども参考にいただきながら、地震、津波の発生時には、どういった経路でどこへ避難するかといった確認を日ごろから行っていただく必要があると思っております。

そこで、それぞれの地域での自主防災活動として平時の防災訓練を行うことが非常に重要となってくるものであります。地域の皆様で避難経路の確認などをするとともに、地域の中で介助が必要な方の確認、把握などを平時から行っておることが非常に必要になってきております。そこで、先ほど申し上げましたように、やはり地域の中での自主防災活動というものが非常に重要度を増してくるというふうに思っているところでございます。

なお、町からの情報伝達方法につきましても、防災行政無線は当然その停電になっても当面稼働するわけでございますが、現在整備中のケーブルテレビを使ったことも今後検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

次に、備蓄のこともちょっと通告にありましたのでお知らせをしたいと思います。備蓄食料の状況及び調達の方法でございますが、平成22年度までに、昨年度ですね、昨年度までに米、乾パン、ビスケット等の食料は3,653食、長期保存飲料水500ccのペットボトルでございますが707本を備蓄いたしておりましたが、東日本大震災の支援物資として提供をいたしまし

たので、現在は乾パンが869食に減っておりましてございます。乾パンが869しかないという状況に減っているわけでございます。

そういう状況でございますが、支援物資として提供したものは直ちに補充することといたしまして、このたびの補正予算におきましても予算計上をさせていただいておりますので、平成23年度の当初予算の計上分と合わせまして食料が5,933食分、長期保存飲料水が1,107本となる予定でございます。

今後も、当然賞味期限が来るわけでございますので、この賞味期限等を勘案しながら計画的に備蓄をまいりたいと考えております。

災害発生時の食料調達につきましては、災害救助法が適用された場合には当然国や県との連携が必要になってきますが、国や県に要請をいたしまして災害対策用の米とか乾パンが提供されるというふうな今のルールになっているところでございます。また、状況に応じまして、農協や漁協、商工会等の関係団体からの調達を行おうと思っております。

飲料水につきましては、県、自衛隊との協力のもと給水活動を実施するというところになると思っております。

なお、防災センター及び各防災備蓄倉庫には、先ほどの答弁にもありましたが浄水器を配備いたしております。これは、浄水器は1時間に2トンぐらい浄水できるというものだそうございまして、防災備蓄倉庫は今からもずっと整備してまいります。その防災備蓄倉庫には必ずこの浄水器が1台入るという予定になっておりますし、今の防災センターにも高度の浄水器も入っております。

それに加えて、浄水能力のもっと高い大型の浄水器の整備も今のところ検討いたしているところでございます。食糧、飲料水の供給は、被災者の生命維持を図る上で最も重要な対策でございますので、できるだけ早くこの対応をまいりたいと思っております。

公共下水の整備された地区における公衆トイレの設置、要するにつなぎ込みの御質問をいただきました。町が管理しております公衆トイレは町内に56カ所ありますが、そのうち下水道処理区域内における公衆トイレの下水道接続が17カ所、未接続が4カ所でございます。

未接続の4カ所につきましては、県の施設とかまたは地元が一部管理費を負担しているというような施設もありまして、これらの協議が整い次第接続に努めたいと考えておりますが、このお尋ねの中で2つほどちょっと難しいところがございます。

一つは、吉浦というところにあります下水でございますが、トイレでございますが、これは目の前を下水の管が通っておりまして、実はこれは圧送管ということで、そこにつなぎ込むわけにまいりません。

要するに真空ポンプで送っている管でございますので、ここにはちょっとつなぎ込みができません。

いということでございますし、もう一つは、この吉浦地区のあの場所で本当に公衆トイレがいいのかどうか、あそこが本当に必要なのかどうかということも問題になってまいります。

できれば、もう少し一般の方々が十分利用できるような場所のほうがいいのではないかという声も聞いておるところでございますが、当面今そこでは接続できませんが、公衆トイレにつきましてはもう少し検討してみたいと思います。

次が西浦でございますが、西浦地区この地区につきましては、実は下水道の処理区域外となっております。民家のすぐ近くでございますから、何であそこが処理区域外かというふうなこともなると思うんですが、実は本管がこの公衆トイレのほうを通っていないということでございますが、県道のほう側を通っているという地区なんですが、それともう1点ほど、なかなかここがつながり込みができないというのが、目の前に酒屋川という川がありまして、その川底を越して、下から越して今度は川の西側にある管につながなければならないんですが、実はこれを越す施設と常時ずっとポンプアップしなければならないということで、非常に大きな投資がかかります。

そしてまた、将来的に大きな維持管理費がかかるということもございますが、今のところここを水洗化するんであればむしろ合併処理浄化槽にするほうが安いのではないかというふうなことも考えておるところでございます。非常に利用の多い場所というのは認識いたしておりますので、いずれかにして水洗化を進めなければならないと思っているところでございます。

それと、他の下水の処理区域もこれからだんだん広がってくるわけでございますが、公衆トイレにつきましては、下水道が整備され次第順次接続を進めて水洗化を進めていきたいというふうに思っておるところでございます。

議長（荒川 政義君） 安本議員。

議員（9番 安本 貞敏君） 先般、近くの80歳代の方お二人に、あんたら地震が来て津波が来たらどうするんですかって聞いてみました。全くわからん、どこに避難したらいいのか全くわからないというような答えでありました。

やはり日ごろからの訓練というのは、私は大事なもんだと思います。機会あるごとに、シニアクラブですかそういった会合だとか、あるいは集落の会合だとか自治会の会合だとか、何か機会あるごとにやはりそういったものを日ごろから訓練をしておくというのは私は大事なことだろうというふうに思っております。

けさも8時に防災のサイレン鳴りましたけれど、やはりああいったことで意識づけるということとは大事だと思いますので、ぜひひとつこの点も加えてお願いしたいと思います。

それと、先般の東日本大震災は津波による被害が多かったと思います。地震に対するものも警戒が必要でございますけれど、津波ということももちろん大事でございますので、周防大島町においては高潮におけるマップというのが皆さんにわたってないんじゃないかなと思うござい

す。

したがって、こういうハザードマップもでき次第お配りをしていただきたいというふうに思います。できればさらにそれを説明していただくということも加えてお願いしたいと思います。

2点目のトイレでございますが、ちょっと少し前の話でございますけれど、安下庄地区のほうの方から聞いたんですけれど、よそのほうからお客さんが見えられたと。トイレを貸してくださいと、なかろうかということで案内をしたところ、先ほど町長さんもお答えの中にありましたけれど、行ってみたら大変汚れておったということで橘庁舎に駆けり込んだというので、お客さんがもっと身近に公衆トイレを設置してほしいということも言われておりましたけれど、やはりこういったものも順次計画的に進めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。2点お願いいたします。

議長（荒川 政義君） 星出総務部長。

総務部長（星出 明君） 議員さんご指摘の高潮洪水ハザードマップは、21、22年このように既に全戸に配布しております。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 公衆トイレですが、近くに下水道管が整備されて接続できるものは至急しなくちゃならないと考えておりますが、既設のトイレの中でいろいろ、例えば今の西浦ですか、についても下地が港湾施設でまたその水路自体も囲まれて大きな維持管理が要るということになった場合には、それと30年以上もう施設自体がたっておりますが、建てかえることも考えて場所も、そこではなくて別の場所ということでまたこれから検討していきたいと考えております。

議長（荒川 政義君） 安本議員。

議員（9番 安本 貞敏君） 最後でございますけど、先ほど椎木町長さんがお答えになられました吉浦のトイレでございます。私らもこう、外浦といいますが沖浦方面を走ってくるんですけど、今吉浦のトイレから次には秋ですがここにもない。家房にもあるけれど昔のまま、出井もない津海木もない沖浦に行けばある、こういう状態でございます。

やはり管は横を走っておりますので、計画的に、予算のことも絡んでまいりますけれど、ぜひひとつお客をお招きするにはやっぱりこういったことも大事でございますので、いろいろ工面はあると思いますけれど、ぜひひとつ進めていただきたいと思いますがいかがなものでしょうか。よろしく申し上げます。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 私たちが今進めております観光とか交流とかの人口をふやしていこうというときに、公衆トイレが少ないというのは非常に致命的なことだと思っておりますし、この下

水の整備に合わせて公衆トイレも当然やっていかなければならないと思っております。

実は、公衆トイレの整備について、一貫的な基準は今までまだできておりません。と申しますのは、合併前の旧町ごとにそこその基準でつくったという経緯もありますし、またその自治会がつくったというようなこともありまして、なかなか一貫的に町内全域を網羅した公衆トイレの設置基準とか、またはその管理についての決め事というのが実はできておりません。実はあるのはたくさんあるんですが、これらを一括して町が管理するものとそうでないものを分けるとか、または設置の基準について決めるとかということもしていかなければならないと思っております。

今御指摘の吉浦のトイレでございますが、吉浦地区のトイレにつきましては以前海水浴とか魚釣りのためにつくったような形でございますが、実際にはあっこれが本当にいいのかと、もう少しバス停のほうがいいんじゃないかとかいう考えもあります。

それで、今ありましたが実は秋にも公衆トイレはございますが、県道のほうでなくて旧県道のほうにあるものですから、ちょっと見えにくいということもあります。そして、家房にもありますし戸田にもありますし横見、日見とずっとあるんですが、実は今のところ戸田の公衆トイレが下水道につながっているだけで、後は自治会の管理のような形になっているところでございます。ぜひともそういう、まず一定の基準をつくってそれで整備を進めていけたらと思っているところでございます。

議長（荒川 政義君） 安本議員。

議員（9番 安本 貞敏君） 以上で終わります。ありがとうございました。

議長（荒川 政義君） 以上で安本議員の質問を終わります。

.....
議長（荒川 政義君） 次に、8番、広田清晴議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今回の一般質問、これは全体として町長の認識及び公営企業局企業管理者の認識、これを問うものであります。

まず最初は、上関町原発中止の立場で全力を求めるということで通告しております。

既に、震災前と震災後2回にわたり、上関町原発問題について町長のほうに申し入れをしております。御承知のとおりです。その中で、改めて今まで原発推進のための安全神話、これは福島第1原発の事故により根拠がないこと、これを事実を持って私は万人に示したというふうに考えております。町民も、多くの方々が実は心配しております。不安視しております。いわゆる20キロ30キロ圏の上関に原発ができたら困るんだ、恐ろしいことなんだ、これが町民の圧倒的声です。こういう点で、改めて町長自身の原発は安全なのかどうなのかこのことに対する認識、これをまず1点目として聞きます。

2点目は、町民の暮らしを守り環境を守るこの立場から、少なくとも町民の声を代弁する立場で山口県と中国電力株式会社に対し上関原発建設中止の申し入れを行政長としてするよう求めるものであります。これが上関原発に関する2件です。

2つ目、これは民主党政権になって地域主権改革これが盛んに言われております。この中身というのが、私がかつて言ってきたような、例えば自民党時代の地方分権とか三位一体の改革とかそういう言葉でいろいろ進めてきたが、結局同じ弱点があるんじゃないかというふうに私は危惧しております。

そこで、椎木町長に対して民主党政権の地域主権改革、これは私はかなりの弱点がある。それは財政的にもあるというふうに考えております。その点で町長の認識を問います。

次に、閣議決定絶対化はやめて、本来の地方自治や憲法に根づいたなら町民の立場で行動、言動を求めるという趣旨の通告をしております。

今まで、国が決めたから仕方がない、こういう言い方で国の政策に対する同調、あきらめが客観的にあったのではないか。これからも、結局はそういう立場に立てば、町民の立場から離反することは私は明らかだというふうに考えております。

こういう点で、国の言うことを無視せよとは言いませんが、国の国民いじめの政策にずばり切り込んでいく勇気と行動が必要ではないでしょうかという質問の趣旨であります。

次に、公営企業局のほうに質問します。通告の中身は、町立病院にふさわしい運営を求めるという点で通告しております。病院経営は、全国的に自治体病院非常に厳しいというのが客観的事実であります。

しかし、公営企業局の場合、現状はそうは言うても有利な面があります。そういう立場から、改めて働く者、公営企業局内で働く皆さん方の信頼、そしてまた入院患者の皆さん、通院患者の皆さん方の信頼、これが運営に欠かせないというのが私は非常に大事な点ではないかというふうに考えております。

引き続き、町立病院が持つておる優位な側面これを伸ばすこと、そして悪い側面があればただすこと、これが非常に大事ではないかというふうに考えますので、この点では公営企業局の答弁を求めたいというふうに思います。

また、公営企業局が運営する3病院、2つの老健施設、1つの看護学校、これを安定的に運営する必要な医師、看護師等の人数をどういうふうに予測しておるのか。また15年度対比、合併前ですが16年の3月30日の資料、その資料をもとに答弁をしていただきたいというふうに思います。これが公営企業局に対する問いの中身です。

最後になりますが、東日本大震災に周防大島町公営企業局から引き続き支援体制を求めるという点であります。

初日の行政報告の部分、これは割愛していいです。既に聞いておりますから。それ以外で、私が新聞記事等で見えておりますのが長期の支援体制を組まなければならない、これが行かれて帰った方、その報告ですべて統一的に語られているのが長期的支援体制です。当然人的支援が主なものになるかもわかりません。

その中で、医師は既に歯科医師が行ったというふうな点は聞いておりますが、例えば心のケア等をする、また内科、診察するそういう医師の派遣も、能力として私は周防大島町はあるし公営企業局にあるというふうを考えておりますので、そういう立場からぜひとも検討して2ラウンド3ラウンドという格好になるかもわかりませんが、全職員を対象にやっぱり町長が支援体制を組むと言えば当然職員の皆さん方も考慮に入れるし、既に労働組合の段階で支援活動に入っている方もおられるから、ぜひとも長期的視点に立った体制を組むよう最大の努力を求めたいというふうに思います。

以上です。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 広田議員さんの原発の安全に対する認識及び山口県、中国電力株式会社への上関原発建設中止の申し入れについての御質問にお答えしたいと思います。

改めて申し上げるまでもございませんが、今年3月11日に発生した三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震を受けまして、3カ月が経過した現在もまだまだ多くの方々が不自由な避難所生活を強いられているところでございます。

特に、三陸沿岸域を襲った津波は陸域深くまでその爪跡を残し、行方不明者の捜索・がれきの撤去作業が今なお続いている状況を見ますと、被害に遭われた方々の胸中はいかばかりかと察する次第でございまして、一日も早い復興を願うわけでございます。

この東日本大震災にその端を發し、大量かつ広域にわたる放射性物質の放出と低濃度汚染水の海洋投棄という結果を招き、国際的な事後評価尺度がチェルノブイリ級のレベル7に引き上げられた福島第一原子力発電所の事故は、地震発生から3カ月経過した現在も安定冷却に向けての作業が続けられております。

原子力発電については、火力発電の燃料である石油・石炭・天然ガスなどが乏しく、資源小国と言われる我が国において最も効率の良い発電手段として建設が進められてまいりました。現在、国内の電力の約30%を賄っているというふうにお聞きしております。

また、原子力発電は、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の排出を削減する第1の策として注目され、二重三重の防護対策が施された安全なエネルギー供給施設であると言われてまいりました。

固い岩盤プレートの境目に位置し、それがゆえに地震の多発国である我が国においても十分な

地震対策がとられ、頑丈に守られた施設であると信じてまいりましたが、東日本大地震では巨大な地震と想定外の高さの津波とはいえ、その安全神話はもろくも崩れ去り、長く続く原発被害に住民の皆様方が疲弊する結果となったことは、非常に残念なことでございます。

国は、この原発事故後、原子力、エネルギー政策は、事故の検証を踏まえ改めて議論する必要があるとのコメントを発表しています。また、大規模な東海地震の発生が予測されている中で、重大事故が発生した場合の甚大な影響を未然に回避する必要があると判断し、防潮堤の建設など中長期の津波対策が終わるまで、静岡県浜岡原子力発電所にある全ての原子炉の運転を中止すよう中部電力に要請をし、現在運転は停止されております。

電力は、国民の生活に欠かすことのできないエネルギーでありまして、経済活動においてもその多くをこの電力エネルギーに依存していることは事実でございます。この国民生活と経済活動に大きな影響を及ぼしている重要な電力供給源、原子力発電所の運転を安全対策が取られるまでストップするということは、安全を最優先させるという国の意思表示であると受けとめているところでございます。

私自身も、福島第一原発の事故後、上関原発建設予定地周辺の市町の長としてコメントいたしておりますが、原子力発電における安全は何にも優先する大前提であり、どのような大地震、どのような大津波、何があっても絶対安全でなくてはならないと思っているところでございます。想定外などあってはならないものでございます。何があっても安全であるというものでないと、理解と納得は皆さんに得られないであろうというふうにも思っております。国は安全基準を示して、安全対策について責任を持って説明をしていただかなければならないと考えております。

次に、上関原発建設についてでございますが、国は昨年6月に閣議決定した「エネルギー基本計画」で、2030年までに原発を14基以上新增設し原発の発電割合を50%へ引き上げる一方、再生可能エネルギーを20%へ高めるとしておりましたが、福島第一原発事故を受けまして、この計画の白紙見直しをするとしております。

従来のエネルギー政策を根本的に見直す「革新的エネルギー・環境戦略」の基本方針を策定するということでありまして、原子力政策や太陽光発電などの再生可能エネルギーの拡大策など、東日本大震災後のエネルギー政策のあり方が今後大きく議論されると思われております。

県は、新規立地を含めてどういう方向で行くか状況を見ながら県としての方向性を示していくというふうにいたしておりますが、これに関連する上関原発にかかる公有水面埋め立て免許につきましては、公有水面埋立の期限が切れる来年10月以降について、免許の延長か失効の二つしか選択肢はなく、国の考え方を踏まえて近く方向性を出すとしています。

また、国が安全基準をしっかりと見直し、国民に原発が安全なものと思ってもらえる努力をしなければならぬし、自然エネルギーを活用するウエートを高めていく努力が必要だとした上で、

見直し結果が出なければ先に進むことはできないというふうにしております。

原子力発電につきましては、国がエネルギー政策の見直しの中でどう位置付け、また新規立地についてどう判断するのか、当然示されると考えております。国のエネルギー政策の見直し結果が出なければ、次に進むことはできないと県のほうでは言うております。町といたしましても、新たな国のエネルギー政策についての方針が示された段階で、議会や町民の皆様、そして皆様方の御意見も賜りながら冷静に判断をしてみたいというふうに思っているところでございます。

ただ、上関原発建設計画につきましては、第一義的には当該町の政策判断を尊重すべきとの考えには立っておりますが、基本的には周防大島町民の絶対的な安全が保たれるということが大前提であります。国の原子力政策の見直しを冷静に見守っていきたいと考えております。

次に、地域主権改革の認識についてでございますが、民主党の地域主権改革に対する認識をとの御質問でございます。

平成21年9月の政権交代により民主党政権が誕生し、11月に内閣府に地域主権戦略会議が設置され、12月に地方分権改革推進計画が策定されました。それを受けまして、平成22年3月には義務づけ・枠づけの見直しと、条例制定権の拡大を図るための41法律を改正する第1次一括法、国と地方の協議の場に関する法律、地方公共団体の自由度を拡大するための措置を含めた地方自治法の改正法案、いわゆる地域主権関連3法が国会に提出され、地域主権改革という言葉が地域の自主性及び自立性を高めるための改革という修正を経て、本年4月28日に成立、5月2日に公布されたところでございます。

また、都道府県の権限を市町村へ移譲することや、義務づけ・枠づけの見直しと条例制定権の拡大に関して、合わせて188の法律を改正する第2次一括法案が本年4月5日に国会へ提出されております。

加えて、ひもつき補助金を段階的に廃止し、地域の自由裁量を拡大するための地域自主戦略交付金、いわゆる一括交付金制度でございますがこれが創設され、平成23年度は、都道府県分の一部を対象に実施されているところであります。これらの改革は、昭和50年代の地方の時代の提唱に始まり、第1次地方分権改革、三位一体の改革を経て、第2次地方分権改革における地方分権推進委員会の4次にわたる勧告を踏まえての改革であります。この勧告には、全国町村会をはじめ地方6団体の要請の多くも取り入れられております。

先ほど申し上げましたとおり、第2次の一括法案が国会に提出されたばかりでありまして、震災対応のためいまだ審議入りはしておりませんが、その国会審議の動向を十分に注視し、町としての権限移譲の受け入れや条例改正等必要な体制整備を図るとともに、修正可決された文言どおり、真に地域の自主性及び自立性が高まる改革が推進されることを大いに望むものでございます。

次に、閣議決定絶対化はやめて、町民本意の立場に立っての行動、言動を求めるとのことでご

ざいますが、今さら私が申し上げるまでもなく、閣議とは、合議体である内閣が国会提出案件や法律案の決定、法律・条約の公布、政令の決定等、内閣の職権行使に際して、その意思を決定するために開く国务大臣による会議でありまして、したがって、国の行政府として最高の意思決定会議ということができるものであります。

議員仰せの、国が決めたのだから仕方がないとか、閣議決定が絶対的なものというよりは、閣議決定は内閣の職権の行使ということでありまして、地方自治体として無視することはできませんし、地方として従うとか従わないといったものではないと判断するものであります。

それで、地方自治体として無視をすると、議員のほうからそれはできないだろうというふうにおっしゃいましたが、地方自治体として無視をすることにはできないと思いますが、それぞれの案件で閣議決定前とか、また閣議決定された事項でありましてそれぞれの団体や、またはその組織を通じまして要望とか要請とかは十分その活動は行っているというふうに思っているところがございます。でありますから、閣議決定がされたからもう何もしてないとか何もしちゃいけないとかいうふうなことは全く思っていないところがございます。

先の広田議員さんの御質問の地域主権改革といいますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の趣旨に添って、国と地方の役割分担を明確にし、閣議に至るまでの過程において、また閣議決定後においてもですが、地方として十分な意思表示、要請活動等を行い、住民の皆様の安心・安全の確保に努めることが私の責務であると思っております。

企業局のところを抜かしまして、ちょっと震災のことにつきまして町長部局の立場を申し上げておきます。東日本大震災にかかる被災地への支援体制についてであります。今なお数多くの方々避難生活を余儀なくされて、復旧・復興作業の長期化、市町村職員も多くの方々犠牲になり、庁舎等も甚大な被害を受けて、行政機能そのものが低下しているといった状況にあります。

このような状況を踏まえ、義援金や支援物資も必要ではありますが、今後は人的支援がより重要性を増すものと思っております。

今期定例会の初日に、東日本大震災に対する本町の対応状況につきまして御報告を申し上げましたが、町といたしましては、被災地からの要請のもとにそれぞれの課において勤務の調整をつけまして、それが整いましたならば引き続き、公務出張によりまして積極的に職員派遣を行ってまいりたいと考えております。

今現在も、また新たな支援要請が来ておりますが、先ほど議員さんからもお話がありましたように、これからの支援要請というのは例えば6カ月から10カ月というような長期にわたる支援要請が多くなっていくのではないかと考えておまして、当然どなたにもその条件が合うというわけではございませんので、そこらは十分勘案しながら町のほうの職員体制でできるものから進めてまいりたいと思っております。

また、職員みずからが、東日本大震災に限りボランティア活動によって被災地に赴く場合につきましては、国家公務員に準じまして、本年12月までの期間ではありますがボランティア休暇を5日から7日間延長する規則を制定し、この7月1日から施行する予定としております。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 石原企業管理者。

公営企業管理者（石原 得博君） 広田議員さんの町立病院に相応しい運営を求めるの御質問にお答えいたします。

議員さんがおっしゃるように、病院運営は厳しい状況にありますが、今までも患者サービスを第一に、患者の無料送迎バスの運行や院内処方、又患者給食も地産地消に努めてまいりました。今後も、患者第一で住民の方々からの信頼を得て、椎木町長をはじめ議員各位の御理解を賜り、3病院、2老健、看護専門学校を堅持し運営していきたいと思っております。

2点目の、安定的運営に必要な医師、看護師の数につきましては、現在東和病院の医師充足率が86%程度で1.2人不足していますが、他の2病院は100%の医師充足率になっています。

しかし、充足していても消化器内科や整形外科、泌尿器科等の医師が不足していることは確かなため、今後も山口大学医学部をはじめとして、全国自治体病院協議会やインターネット、医事新報等の雑誌へ求人広告をして、さらなる医師の充足を目指したいと考えています。現在も、山口大学卒後臨床研修で6月に2名、7月に2名、9月に3名の研修医の研修を受け入れており、地域医療の確保に努めています。

ただ、看護師につきましては大島看護専門学校の卒業生が今年度は16名、来年度以降も6から12名程度の安定した就職数が見込まれております。まだ院内研修中で当直業務に入っていないませんが、準夜・深夜業務に入りますと、年休取得もしやすくなり、労働条件の改善並びに環境改善につながると考えていますので、御理解賜りますようお願いいたします。

なお、派遣につきましては看護師さんをすぐに被災地に対して送りまして、そして不明者確認のために橋病院の右田歯科医師に1週間行っていただきました。今後もそういう必要性があれば行かせる準備はできております。ただ、医師のほうにつきましてはこちらのほうも手薄ですので、余程のことがないとちょっと難しいかと思っております。

なお、15年度との比較につきましては藤田、村岡両課長に答弁させます。

議長（荒川 政義君） 藤田公営企業局総務課長。

公営企業局総務課長（藤田 隆宏君） 16年度と現在の職員の状況ということでございます。

平成16年度末では計312名おりました。21年度末では320名で8名の増となっております。ただ、これは大部分が平成18年にさざなみ苑が50床から80床に伴う介護福祉士、介護職員の増で、医師に関しましては平成16年度の22名から16名、6名減っております。看

護職員も147名から140名ということで7名減っております。

ただ、これは正規の職員数でございます、定年退職後の再雇用、東和病院の田中名誉院長先生ですとかやすらぎ苑の木戸施設長、そういった方々を含めると平成21年度末で19名ということで、医師の減は3名ということになっております。

職員数につきましては以上でございます。

議長（荒川 政義君） 村岡公営企業局財政課長。

公営企業局財政課長（村岡 宏章君） 平成15年度と21年度この決算状況での比較になるんですが、まず収入のほうから言いますと、入院収益で9,300万円程度悪くなっております。外来収益で1億2,500万円程度。その他医業外の収益で2,400万円、医業収益で2億4,260万円経営悪化をしている状況でございます。

また、費用のほうにつきましては、給与費が1億9,400万円ふえております。材料費は、収入に伴いまして減少しております6,100万円減少しております。経費は委託料等の増で2,700万円ふえております。

トータルで言いますと、平成15年につきましては2億2,438万5,000円の黒字でございましたが、21年度決算においては8,800万円の赤字となっております。15年度はちょっと特殊でございます、他会計の補助金、一般会計からの繰入でございますが、平成16年の合併がもうわかっておりましたので、当時ありました大島国保振興会等の剰余金の処分という形がございまして、他会計、一般会計からの繰入金ですが4億8,000万円程度になっております。

その分、振興会の処分費を15年度で1億5,740万円ふやしておりますので、差し引きをしますと400万円程度の差額部分というふうになっておりますが、現在は当時ありました企業債償還分の交付税分以外の部分がございましたので、その当方で4,500万円、4条予算を含めると6,000万円ぐらいの一般会計、当時ですと4町からの繰入分が減少している状況でございます。

以上です。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 再質問に移ります。まず、上関原発問題について質問します。

というのが、町長の仕事って何でしょうかということなんです。町長の仕事って言えば、地方自治法に書かれているように第一義的にはここに住む町民、そして旅行者等ここにおられる人をいわゆる守るんが第一義の仕事ではないかというふうに考えます。その点では認識は一緒でしょうか。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 行政庁の長でありますので、町民の安心・安全を守るというのは第一の目的だと思っております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） もう一つは、そのために仕事をするのが町長の仕事ですよというのが今答弁でありました。

そして、今まで安全神話が流布されるときに、絶対事故はないんじゃないということが30年にわたって行われました。原発建設においては、それが、完全に崩壊したんだという認識はあるんでしょうか。安全性の問題について、認識について問います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 私どもは、これまで原発は安全なものだというふうに認識をいたしておりました。それは、先ほども申し上げましたとおり、地震があっても大津波があっても何があっても安全だということ、そういう安全の認識を持っておりました。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） そのことの誤りだったということは、当然上関原発問題でも椎木町長の中に起こっても、起こってちゅうのは事例が起こっても、安全性が崩壊したという認識に立ってもおかしくはないんじゃないでしょうか。その辺の答弁が不十分だと、今から先の問題もあるというふうに考えています。

私は、今までは少なくとも、その町の政策判断だからその町のことを第一義的に考える、これが近隣市町村の考え方でした。しかし、福島のような事故が起こった。福島並の事故が起こった場合に、先ほどから言うように椎木町長の役割は町民の安心・安全を守るために全力を頑張る。かつてのいわゆる安全神話は、これ到底理解できないという立場に立つのが懸命な町長の立場ではないでしょうか。

この点できちっとしとかんと、今から先椎木町長はどこを守ってどこに協力しようとするのか、これが逆転する場合があるんで明確な答弁を求めておきたい。安全神話は崩壊したという立場に立ち切るのかどうなのか。このことが、次に先ほど答弁があった中身で議論しなければならないんで、ぜひともそこところは少なくとも答弁していただきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 先ほども申し上げましたが、その中をちょっと抜粋して申し上げますと、基本的には周防大島町民の絶対的な安全が保たれるということが大前提であるというふうに考えております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 私も歴史学者じゃないし科学者でもないし、実際的には十分な資

料を持ち合わせるとというふうには思いません。しかし、原発における絶対安全性、どこに見出そうとするのか。

今までは、皆さん方は国の言うことに対して絶対安全性を信じとったわけです。これは間違いない事実だと思います。国が安全だからと言った。いわゆる五重、さっき二重三重言いましたが五重の防御があると。柳井であった場合もそういう説明をしました。

そして、実際起こってみたら、事象が起こってみたら、そういう五重の安全なんかは吹っ飛んでしまう、そういうことを事実として万人に示したんじゃないか、それが中身なんですよ。そのことを認めるか認めないか。そのことによって、原発の絶対安全性なんちゅうのはあり得んわけなんですよ実際に。どこにその根拠を求めるかといえば、だれも根拠持ってないわけ。せいぜい国が言ったからこれで安全だと、その水準なんですよ。

その水準ではなしに、町長自身が絶対安全性という言葉を使うのなら、絶対安全性の依拠はどこにあるのかということは、当然町民に知らさんにゃいけんでしょう。

椎木町長は、議会において絶対安全性という言葉を使いました。

そこで、私は絶対安全性という根拠はどこにあるんですかということを質問しちやるんです。先ほどから。答弁はそういつて聞きました。じゃあ、その答弁に対して絶対安全性はどこに根拠を持とうとしちやるのか、これを再度聞きたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 先ほどの冒頭での答弁と重複いたしますが、どのような大地震、どのような大津波をはじめ、大地震じゃろうと大津波じゃろうと何があっても絶対に安全でなければならないというのがこの原子力発電所だというふうに思っておりました。

その根拠は何かといいますと、当然私たちも専門家ではございませんしプロでもございません。当然、そういう国のその安全基準が大丈夫だということを大前提に安全だというふうな認識を持つとったということでございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） なかなか安全神話が崩壊したという平たい言葉を答弁の中に言わないので、きちっと崩壊したんだと、だから私たちは上関原発に対してはどう思うということなんですよね。

はいじゃ、国の言うた基準が正しいかということで事実関係について聞きますと、例えば福島第一原発が事故を起こしました。あの地域は、3カ月前はマグニチュード6以上の地震はない地域だと言うて想定されとったのを知ちよりますか。事実に基づいて。私の認識が間違うちよったら答弁していただきたい。

わずか数カ月前、3カ月余り前はマグニチュード6以上だよ、震度6以上、この地震がない

地域だと、原発をつくる段階において。今もなお3カ月前まで。そういう地域だったということは御承知でしょうか。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） いずれにしましても、その国の基準があったわけでございます。要するに、先ほど申し上げましたように私たちが独自に調査をするというか、独自に専門家的な調査をするわけじゃございませんので、当然国の安全だという基準をその根拠のよりどころにしておるということでございます。

安全神話ということを言われますので、安全神話とは何かというふうな限定的な、先ほどから申し上げますといろいろ言葉の中であってありますが、例えば安全神話とは何かと言われると、極端に言いますと私が先ほどちょっと申し上げましたが、どのような大地震どのような津波、または何があっても絶対的に安全なのだというのが安全神話というものであれば、例えば津波で崩壊したのであれば安全神話はなくなったということであろうと思います。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今回の上関原発がないと困るという方はほとんど周防大島町内にいなくなったと。かつて旧大島時代、上関の方から旧大島町議会に請願が提出されてかなり長い論議をしました。

最終的には、知事が国に対して意見を述べるときに、いわゆる旧大島町議会としてはその請願の趣旨採択をしました。それをもって県に対して、旧大島町民でしたがその当時、安全性は確立してないんだからきちっと安全性について中電は説明しなさいということで、二井県知事も、当時ですがいわゆる国に対する意見書等の中に入れていったという経過があります。これについて、この立場について、安全性についてはもっとひどくなっちゃう、怖さが。それについての認識について聞いときたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 何度でも同じことになると思うんですが、いずれにしましてもその安全神話というものであれば、もしそれが神話であれば、極端に言えばどのようなことがあっても、例えば想定外であっても、先ほどマグニチュードの話とか震度の話がありましたが、幾らの震度であっても幾らのマグニチュードであっても今回びしゃっと安全であったというなればそれが神話だったのかもわかりませんが、結果的に今はその事故は起こっておるわけでございますから、当時のその今までの安全基準では安全ではなかったということの照査だと思っております。

安全神話ということは、ちょっと定義的にはいろいろ問題があるんじゃないかと思っておりますが、やはり今まではこれで安全だというふうに私たちも聞いておりましたので、結果的にはそれは安全ではなかったということは認識をいたしております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 安全神話という表現について、考え方が何が安全神話だったのかということがなかなか詰まるようですが、実際的には安全神話というのは、いわゆるやみくもに進めるための論法、これが結果として安全神話に振り回された。

そして、その時点で生存権です。生存権までも否定した論調だったと。これが一番大きな今の事態なんです。いわゆる絶対安全なんだから、事故は起こらないんだから、いろんな手だてを全くしていない。いわゆる避難地域の対策にしても何にしても、絶対安全だからそんなことする必要ないんだということが、結果的に人的被害を拡大していく、このことにつながるんだという認識を、ぜひとも最初に言いましたように実際的に地方自治法にかえらんでもいいですが、実際的にそこに住む町民と滞在者、この安心・安全を守るために椎木町長の職責があるんだという立場を明確にしちよきたいというふうに思います。

先ほどからあるような、地震、地震に誘導される津波等ですが、これは天災なんです。いわゆるそういう状況です。

それで、あと原子力に関する部分、これは実際的には人災だという状況がずいずい明らかになってくるといふふうに私は認識しております。実際的に、そこまで椎木町長が認識するかどうかは別にして、いわゆるその地域地域で原発の安全性について問題点があると指摘しながら、それを対応しなかった国、そして電力会社、これは決定的に悪い条件を示したと、そのことにより人災が過大化したと、これは間違いのない事実なんで、ぜひとも上関原発について仮に絶対安全性という言葉を使うのなら、やはり町民にわかりやすく、それ以外賛成できないというのであれば、町民にわかりやすい言葉で意思表示をお願いしたいというふうに思います。

実際的に、経路の脆弱さ、いわゆる炉の脆弱さですよ。それとか、今は既に30年前の状況がつかさずわかる状況です。ぜひ町長として、部下に今の原発の現状を含めて調査させる必要があるというふうに考えておりますので、やっぱりそのことがなければ本当に安心・安全な周防大島町をつくることは不可能だというふうに考えますので、ぜひともこの点ではお願いしたいと。

また、いわゆる日本のエネルギー計画、2030年に向けたエネルギー計画、国の計画ね、これについて朗読がありましたが、実際的にはやっぱり今の状況を見ると、確かにエネルギー計画については原発14基を新たに建設するとかいろんなことを言うとりますが、やっぱり原発から自然再生エネルギーへの方向は日本でも全国でもその流れになりよります。

ですから、その点もぜひとも国のエネルギー政策についてやっぱり、先ほど言いましたが建設計画について実際的には私は安全性の確立されていない、椎木町長は絶対安全性がなければだめだという立場で若干の違いがあると思います。当然行政長と私の立場の違いはあると思いますが、やっぱり今の事象をリアルに検証して、椎木町長自身が検証して、それでぜひとも町民の立場に

立って本当に科学的な検証が求められると思いますので、ぜひともお願いしたいというふうに思っています。

次に移ります。先ほど、民主党においての地域主権改革、これについても一括法案以降述べられました。それで、実際的に私が同じ弱点があるというのは、当時三位一体の改革、地方分権ということで、合併16年ごろ以降かなりの、私は自主財源という言い方をしますが、実際的には交付税が大幅に削られたという経緯があります。

広義の交付税の意味で、3カ年で12億ぐらい削られたんじゃないかというのが私の当時の資料で、執行部でも既に言うてきました。それで、その当時財政担当にも確認しました。大体3カ年で12億の広義の交付税が削られた、これは執行部と私も認識は一緒というふうに思うとります。

それで、今地方分権から地域主権改革というふうに言われますが、実際的には総額、いわゆる国から地方への総額これが絞られる中での地域主権改革なら、また改めて地方主権がやっぱり町民のためにならないという事象も起こるとというのが私の認識なんです。

先ほど、答弁の中で一括交付金という言い方が出ました。今年度、県段階で一括交付金、3点でしたかね一括交付金変わりました。来年度、実は市町村がこの一括交付金になるというふうに見とりますが、今来年のことを言うたら鬼が笑うぐらいの状況ですが、やっぱり財政状況については当然市町村についても一定の通知が来ちよるんじゃないかと思いますが、その点通知が来ちよりゃあ財政見通し含めて、一括交付金の見通し含めて答弁をお願いしたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 奈良元総務課長。

総務課長（奈良元正昭君） 先ほど町長の答弁にありましたように、第2次の一括法が今国会提出されたばかりでございます。そこらあたりで、まだ財源の関係についてはうちのほうには正確な通知は来ておりません。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 実際的には、それどころではないというのが、平たい言葉で言えば国の政治の動向ではないかというふうに見ております。実際的には税法改正もまだという感じですか。

それで、私たちは今のごたごたを、例えば東日本大震災及びそれに伴う地震と津波といわゆる原発、これを政争の具にはいけないという立場に立っております。あくまで基本的にはどうスピーディーに仕事をしていくかという立場であります。

この点で、実際的には震災に対する今後の課題というところに移っていきたいというふうに思っていますが、先ほど町長の答弁では長期になるだろうというのが答弁の中にあっただんじゃないかと

いう、人的支援、そして長期にわたるのではないかということがありました。

そして、行く場合には数日間の年休ということで、実際的には震災復興について周防大島町として努力していく方向これが述べられました。実際的には、絵がかけるとい状況ですか。

例えば今から協議と、当然協議と思いますが、例えば半年要請であったら1カ月なら1カ月交代とか3カ月交代とかいう格好で、実際震災援助という点では、ある程度今まで組合と町からそれぞれ派遣されておりましたが、今度は長期ということなんでその辺のところは、思いでいいですが再度答弁を求めたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） これまで、公営企業局を含めて9名の職員または医師、看護師そういうものが派遣されておりますが、これから先、今要請が来ておるのはやっぱり6カ月から10カ月ぐらいで、3カ月交代ぐらいで支援の希望があるというのをいただいております。

しかしながら、まだこれは一昨日そのような要請が来たわけでございまして、まだ6カ月ということになりますとやはり生活が伴うということになるわけでございますので、そう簡単にこちらから職務命令で行かすというわけじゃございませんので、今職員の中に希望を募っておりますが、なかなか少し時間がかかるのではないかと考えているところでございます。

しかしながら、できるだけ支援はしなければならないということと、こちらから派遣するほう側の事情とか状況もちゃんと整理しなければならないというふうに思っておるところでございます。できるだけことはしてまいりたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 重要な答弁があったところを一つ抜かしておりましたので、ひとつやっておきたいというふうに思います。

いわゆる閣議決定絶対化せずに、実際的にはやっぱり町民の立場でいう通告の中で、閣議決定の中身、いわゆる閣議決定の役割を答弁されて、だから行政としては賛成反対とか言えないんだということではありますが、実際的にはその閣議決定の内容が、町民いじめの政治やら暮らしにかかわる部分が結構閣議決定のときあるんです。そういう場合に、首長としてどういう対応をするかが首長の評価にかかわる部分です。

実際的に、首長がいわゆる国の言うことを受けて行政執行します。その行政執行することが、町民の多くから批判の対象物これが発生した場合、どちらの側に立つのかという点があるとき起ります。

具体的事例を言わんでもいいと思いますが、その場合に町長は執行権者としてどういう立場に立つのか。町民の側に立っていくのか、町民から不平不満が出たときに椎木町長に陳情等が来たときに、どういう対応するのか、どういう考えでおられるのか、聞いときたいというふうに思い

ます。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 閣議決定の絶対化はやめてということでしたが、例えば今の御質問の中で言いますと、憲法、自治法の立場から見れば多くの誤りがあるというふうに言われておりますが、私たちは閣議決定が行われた段階で、これが憲法とか地方自治法の立場に違反しておるんだというふうなものが閣議決定されたというのは今まで余り考えてないんです。

もう一つは、国の国民いじめの政策と言いますが、その政策はいろいろ見る立場から、右から見るか左から見るかということもあると思いますが、それらによっては国民とすればいろいろ影響があるということは当然だと思っております。

だから、一側面から見ただけでこれが国民いじめの政策だとか、またはこれが憲法・自治法の立場から言えば多くの誤りがある政策だというふうには、なかなか閣議決定の段階ですぐ判断するという事は難しいと思います。それについて先ほども申し上げておりますが、仮に閣議決定がされる前とか閣議決定がされた後であっても、そのことに対して要望とか要請とかいろいろな活動は当然十分やっておるというつもりでおります。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） きょうは、全体として認識を問うておりますから詳しいことは言いませんが、例えば閣議決定されて執行された段階で、これは憲法違反じゃということ今全国で裁判が起こっちゃう。

実際的には裁判が、騒音問題にしてもそうですよ、いろいろ閣議決定された後も結局は生存権を掲げて裁判をする。それは生存権の否定につながる。その閣議決定が生存権を否定する内容だからいわゆる生存権を掲げて、実際的には部分的ではあるが裁判が起こりよる、これは客観的事実なんです。

客観的事実として、やっぱり生存権を否定されるそういうふうな、仮に閣議決定されて執行されれば当然住民として裁判を求めてやっていきよるというのは当然の事例だというふうに考えておりますので、閣議決定即吟味、ぜひ一つ一つ閣議決定を吟味してくださいよという点であります。

私は、先ほど右から見るか左から見るかじゃなしに、実際的には右から見ようが左から見ようと私は基本的には関係ないという立場です。国民の目線で見ればちゅうことです。国民の目線で見れば右も左も関係ないということなんです。その閣議決定を国民の目線から見る必要性が高いんだよという点は再認識をお願いしたいと、答弁を求めたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 最後の答弁。椎木町長。

町長（椎木 巧君） 当然、住民目線で私たちはそれぞれの要望要請、または閣議決定に対す

るその判断をしなければならないと思います。

しかしながら、例えば閣議決定がされるということは、相当国の中で議論が進んでその中で決定されるものですから、要するに思いつきで閣議決定がされましたというようなことは当然ないわけでありますから、それを一々この周防大島町で周防大島町長が吟味して、そしてそれを住民目線でああせいこうせいというんじゃなくて、当然国の既にその段階の中で十分な議論が行われてやるべきだと思います。

しかしながら、それであって閣議決定がされたとしても、それは私たちの立場として、例えば山口県の町村会とか全国町村会とかいろいろ、議長会とかそういう立場を使って、それに対する要請要望は当然やっていくということは申し上げておきたいと思います。

議員（8番 広田 清晴君） 最後になります。答弁は要りません時間の都合上。

実際的に、きょうは町長の認識、住民本位の立場での町政執行いう立場から町長に質問いたしました。ぜひ最後まで町民本意の姿勢を貫くという視点であらゆる分析をしてくださいませ。このことを申し述べて私の一般質問終わります。

議長（荒川 政義君） 以上で広田議員の質問を終わります。

以上をもちまして一般質問を終結いたします。

・

議長（荒川 政義君） 以上で本日の日程は全部議了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の会議は明朝午前9時30分から開きます。

事務局長（村田 雅典君） 御起立願います。一同、礼。

午後0時01分散会